平成２１年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市吉岡288番地１　セレッソ吉岡Ａ―102、申立時の住所岡山県倉敷市北畝５丁目13番40号
債務者　松原　徹志
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時50分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４号
静岡県浜松市中区松城町207番地の４
債務者　川上　律子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
栃木県宇都宮市駒生町1401番地　杉山ハイツ２―102号室
債務者　後藤ひとみ
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４１５号
栃木県那須烏山市田野倉187番地
債務者　高田　諭子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1225番地１
債務者　鈴木　一夫
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３６号
栃木県日光市瀬川120番地　大出ハイツ603
債務者　谷川　秀夫
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３８号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1899番地２―Ａ棟、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1905番地16
債務者　澤山　勝男
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３９号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1899番地２―Ａ棟、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1905番地16
債務者　澤山　美枝
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７６２号
横浜市鶴見区矢向４丁目32番11―301号
債務者　高橋　　憲
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７１号
横浜市神奈川区三ツ沢南町22番26号　ハイツ吉川201号
債務者　吉岡マチ子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０９号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井194番地
債務者　片岡　宏文
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２０号
栃木県宇都宮市西の宮１丁目８番８号
債務者　仁野平　廣
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３５号
栃木県日光市大室1125番地２
債務者　秋田百合子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４１号
栃木県河内郡上三川町天神町17番地３　ダイアモンドパレス103
債務者　市川　康三
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４２号
栃木県矢板市富田536番地　いおりハイツＢ１
債務者　コタキ　エバンジェリン　アルセイニョ
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５２号
栃木県足利市福富町1413番地４
債務者　岩下　幹夫
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係